

国立国語研究所非常勤研究員規程

	平成 21 年 10 月 1 日
	国語研規程第 39 号
改正	平成 22 年 3 月 9 日
改正	平成 22 年 10 月 20 日
改正	平成 23 年 1 月 12 日
改正	平成 23 年 12 月 20 日
改正	平成 24 年 4 月 20 日
改正	平成 25 年 3 月 27 日
改正	平成 26 年 3 月 26 日
改正	平成 27 年 3 月 25 日
改正	平成 27 年 7 月 22 日
改正	平成 28 年 7 月 27 日
改正	平成 29 年 3 月 8 日
改正	平成 30 年 2 月 14 日
改正	令和 6 年 1 月 17 日
改正	令和 8 年 1 月 14 日

(趣旨)

第1条 国立国語研究所（以下「研究所」という。）における非常勤研究員の雇用に関しては、人間文化研究機構契約職員就業規則（人間文化研究機構規程第 19 号。以下「契約職員規則」という。）及び人間文化研究機構パートタイム職員就業規則（人間文化研究機構規程第 20 号。以下「パート職員規則」という。）に定めるものに加え、この規程の定めるところによる。

(非常勤研究員の資格及び名称)

第2条 研究所における非常勤研究員は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 原則として博士若しくは修士の学位を取得又はそれと同等の能力を有すると認められる者
- (2) 自ら研究を遂行する能力を有すると認められる者

2 非常勤研究員の名称は、従事する業務等に応じた名称を付与する。

(公募)

第3条 非常勤研究員を採用する場合は、原則として公募によるものとする。

2 1 週の勤務時間が 20 時間未満の非常勤研究員を採用する場合は、従事する事業の責任者の判断により、必要に応じて公募によらないことができる。

(選考等)

第4条 非常勤研究員の選考は、所長が行う。

(契約期間)

第5条 契約職員規則第 8 条及びパート職員規則第 8 条に基づき、非常勤研究員の契約期間は、一事業年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の範囲内とし、プロジェクトの継続する期間（共同研究経費、受託研究経費、その他外部資金のうち機関が認める経費によ

り雇用される者にあっては、当該経費の継続する期間)を限度とし、2以上の期間を通算して10年を超えない範囲で、これを更新できるものとする。

(基本給)

第6条 非常勤研究員の基本給の額は、別表に掲げる額とする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、所長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人国立国語研究所（以下「旧機関」という。）から引き続き雇用している者の第6条に係る基本給については、旧機関において支給されていた基本給に比べ不利益にならないよう取扱うものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 第2条第3号に掲げる者で、平成24年3月31日に雇用されており引き続き雇用されている者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 平成24年4月1日改正規程附則第2の適用により従前の例による雇用契約更新限度に達した者について、この規程による改正後の第5条の適用により、さらに更新する場合の雇用契約更新限度は、従前の例により雇用を開始した初日からの期間について第5条を適用する。

- 3 この規程による改正後の第5条の適用については、改正前におけるプロジェクト奨励研究員としての契約期間は、プロジェクト非常勤研究員としての契約期間とみなす。

- 4 この規程による改正前の第2条第3号に掲げる者で、平成25年3月31日に雇用されており引き続き雇用されている者のうち、改正前の別表中「左記以外」の区分が適用されていた者については、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月14日から施行し、施行日の前日に雇用されている者については、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年1月17日から施行し、施行日の前日に雇用されている者については、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	基本給					
	日給制職員単価			時間給制職員単価		
	博士の学位を有する者	修士の学位を有する者	左記以外	博士の学位を有する者	修士の学位を有する者	左記以外
非常勤研究員	14,670円	13,170円	12,400円	1,880円	1,700円	1,640円